

■一般会計・債務負担行為の状況

「債務負担行為」とは

従来「予算外義務負担」と呼ばれていたもので、将来的に支払わなければいけない義務的経費です。

①金銭給付を目的とするもの、②物件の給付、③役務の提供等に大別され、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるものであり、議会の議決を得なければならないとされています。

区 分	平成21年度以降支出予定額	割 合	対前年比
物件の購入	0 ^{千円}	0.0%	—%
土地	0	0.0	—
建物	0	0.0	—
その他のもの	83,123	100.0	▲ 21.2
土地基盤整備	0	0.0	—
利子補給	19,336	23.3	▲ 10.1
その他	63,787	76.7	▲ 24.0
合 計	83,123	100.0	▲ 23.0

財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することになりました。

平成20年度の決算からは健全化判断比率が早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられます。

また、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で再建することとなります。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	—	—
平成20年度 幌延町比率	—	—	12.3	—	—

- ①実質赤字比率：普通会計（一般会計＋北星園会計）の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：普通会計と特別会計（国保・老健・後期高齢・介護・簡水・下水道）の実質赤字額及び病院会計の資金不足額（流動負債－流動資産）の合計額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の負担分も含む公債費（借入金の返済）が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率：一般会計や特別会計及び一部事務組合の将来負担すべき負債（公債費や債務負担行為額及び職員の退職金など）が標準財政規模に占める割合
- ⑤資金不足比率（病院、下水道、簡易水道）：
公営企業の資金不足額（病院：流動負債－流動資産、下水道・簡易水道：実質赤字額）が事業規模（営業収益－受託工事収益金）に占める割合

標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

平成20年度の幌延町財政健全化判断比率の状況

- ①実質赤字比率：一般会計と北星園会計とも黒字決算のため該当しません。
- ②連結決算赤字比率：各会計に赤字額や病院会計に資金不足額が発生していないため該当しません。
- ③実質公債費比率：前年度と比較し公債費が減少傾向にあります。
- ④将来負担比率：将来負担すべき負債額が負債額に充当可能な財源を下回っているため該当しません。（充当可能な財源：簡易水道以外の基金残高、公営住宅料、放牧料、公債費残高に伴う普通交付税算入額）
- ⑤資金不足比率：公営企業に資金不足額、実質赤字額が発生していないため該当しません。